

高松市賃借料情報

高松市農業委員会

令和4年3月31日から令和5年10月31日までに農業経営基盤強化促進法により公告された賃貸借における賃借料水準（田10aあたり）は、以下のとおり。

(単位：円、件数)

地区名	平均額	最高額	最低額	賃借の 件数	【参考】 使用貸借(無償) による件数
鶴尾	4,900	5,900	3,900	2	3
太田	—	—	—	0	0
仏生山	—	—	—	0	8
多肥	4,300	10,000	1,500	10	20
一宮	4,900	20,000	2,500	20	102
木太	—	—	—	0	3
古高松	6,800	13,600	4,400	9	43
屋島	—	—	—	0	5
庵治	3,000	3,000	3,000	6	7
牟礼	10,700	16,000	5,300	2	41
前田	4,700	5,300	4,100	2	83
川添	3,900	5,000	1,700	3	54
林	7,200	10,400	4,800	6	68
三谷	9,100	15,000	2,900	16	31
香川	7,200	18,700	1,400	39	77
塩江	6,200	8,800	3,200	8	14
川岡	4,700	6,000	2,500	54	62
円座	7,200	15,600	4,000	6	25
檀紙	7,200	10,900	1,100	23	75
弦打	5,100	10,400	3,000	18	15
香南	4,900	9,900	1,000	66	98
鬼無	6,800	10,000	3,900	10	16
香西	3,200	6,800	2,500	17	5
下笠居	9,400	24,000	3,000	23	11
国分寺	7,200	21,600	1,100	71	46
十河	4,700	10,000	700	21	74
川島	5,500	10,000	2,500	22	100
東植田	3,000	3,000	3,000	4	31
西植田	6,400	6,900	5,900	2	92
合計	6,000			460	1,209

*1 データ数は、集計に用いた件数である。

*2 賃借料が米による物納の場合は、農水省物価統計のうち玄米生産者価格で計算。

*3 「平均額」は、算出結果を四捨五入し100円単位としている。

*4 「合計」の平均額は、データ数による加重平均の値である。

*5 「地区名」に記載の無い地区については、該当データ無し。